

ESASHI SHINKEN BANK

# DISCLOSURE 2011

## 半期ディスクロージャー

江差信用金庫の経営内容について

(平成23年9月末現在)

## ごあいさつ

みなさまには、平素より私ども江差信用金庫に対しまして格別のご高配を賜り、衷心より厚くお礼申し上げます。

当金庫の平成23年9月末における、主要計数、重要指標、地域貢献活動等についてお知らせいたします。

半期毎の情報開示につきましては、直近の経営実態をお取引先のみなさまにいち早くお伝えすることで、当金庫の健全性・安全性をご理解いただくために、開示させていただくものであります。

なお、今回公表させていただいた計数は、9月末時点において3月末決算とほぼ同様の決算処理を行い算出しておりますが、監査法人等の監査を受けていない計数であることをご承知おきください。

平成23年11月



江差信用金庫

理事長 藤谷直久

## 主要勘定の状況

**預金** 142,113百万円 (年度初来 5,614百万円の増加)

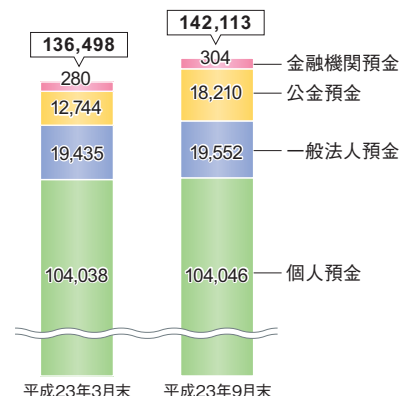
預金は、前期末対比で5,614百万円の増加となりました。人格別の状況では、公金預金で地方公共団体の交付税交付金の滞留から残高が大幅に伸長したほか、一般法人預金でも増加する結果となりました。

### ① 預金人格別の状況

(単位:百万円)

	平成23年9月末(A)	平成23年3月末(B)	増減(A)-(B)
一般預金	123,598	123,474	124
個人預金	104,046	104,038	7
一般法人預金	19,552	19,435	116
公金預金	18,210	12,744	5,466
金融機関預金	304	280	23
合計	142,113	136,498	5,614

(注) 預金は譲渡性預金を含みます。



※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸出金 65,987百万円 (年度初来 2,470百万円の減少)

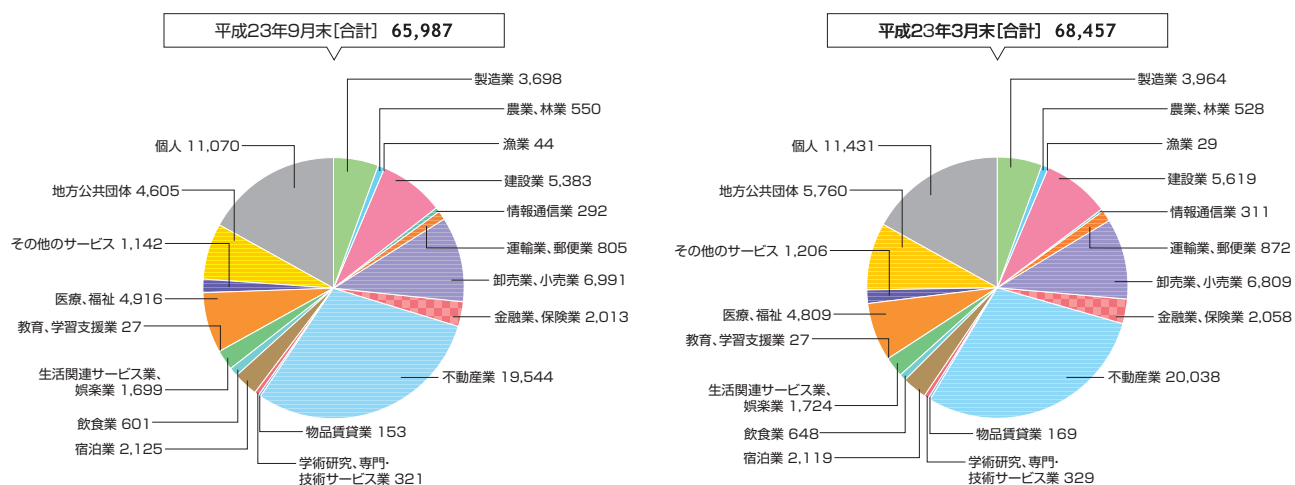
貸出金は、前期末対比で2,470百万円の減少となりました。業種別の状況では、卸売業・小売業・医療・福祉で増加したものの、地方公共団体の借入金返済のほか、不動産業・製造業・建設業においても資金需要が乏しい現状を受け減少しました。個人においても住宅ローンなどの需要低下から同様の結果となっています。

### ⑨ 貸出金業種別の状況

(単位:百万円・先)

	平成23年9月末(A)		平成23年3月末(B)		増減(A)-(B)	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
製造業	102	3,698	104	3,964	△2	△266
農業、林業	16	550	15	528	1	22
漁業	4	44	4	29	—	15
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	238	5,383	245	5,619	△7	△236
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	2	292	1	311	1	△19
運輸業、郵便業	31	805	32	872	△1	△67
卸売業、小売業	224	6,991	229	6,809	△5	182
金融業、保険業	10	2,013	10	2,058	—	△45
不動産業	269	19,544	279	20,038	△10	△494
物品賃貸業	5	153	5	169	—	△16
学術研究、専門・技術サービス業	17	321	17	329	—	△8
宿泊業	26	2,125	28	2,119	△2	6
飲食業	71	601	76	648	△5	△47
生活関連サービス業、娯楽業	46	1,699	45	1,724	1	△25
教育、学習支援業	5	27	4	27	1	—
医療、福祉	59	4,916	56	4,809	3	107
その他のサービス	56	1,142	53	1,206	3	△64
小計	1,181	50,311	1,203	51,266	△22	△955
地方公共団体	11	4,605	11	5,760	—	△1,155
個人	3,625	11,070	3,653	11,431	△28	△361
合計	4,817	65,987	4,867	68,457	△50	△2,470

(注)記載金額は百万円単位未満を切り捨てて表示しております。



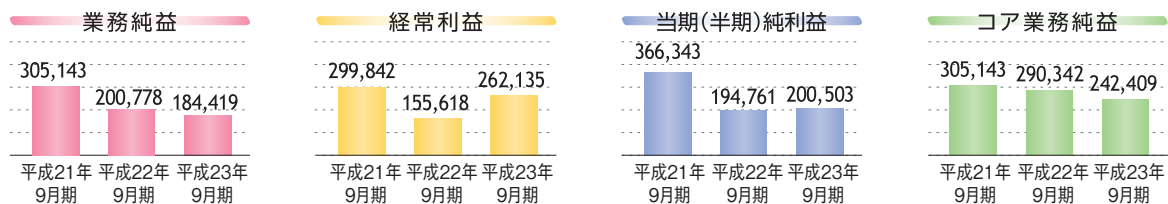
※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## 損益の状況

平成23年9月期時点の損益は、「業務純益」184百万円、「経常利益」262百万円、「当期(半期)純利益」200百万円となりました。  
貸出金の減少や市場金利低下により資金利益が減少したほか、有価証券の評価損認識により業務純益、コア業務純益ともに前年同月比で減益となりましたが、貸倒引当金戻入益および償却債権取立益の計上により当期(半期)純利益では増益となりました。

(単位:千円)

	平成21年9月期	平成22年9月期(A)	平成23年9月期(B)	増減(B)-(A)
業務純益	305,143	200,778	184,419	△16,359
経常利益	299,842	155,618	262,135	106,516
当期(半期)純利益	366,343	194,761	200,503	5,742
コア業務純益	305,143	290,342	242,409	△47,933



(注1)コア業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額-国債等債券売却益-国債等債券償還益+国債等債券売却損+国債等債券償還損+国債等債券償却  
(注2)「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、「貸倒引当金戻入益」および「償却債権取立益」は平成23年9月期(B)の「経常利益」に計上しておりますが、平成22年9月期(A)、平成21年9月期については遡及処理を行っておりません。

## 保有有価証券の状況

有価証券運用は、格付けの高い国債・公社債等を中心に各種リスクに配慮した安全な運用に努めており、平成23年9月末における有価証券の保有状況は以下の通りであります。  
なお、時価は期末日における市場価格等によっております。

### 満期保有目的債券

(単位:百万円)

	平成23年3月期			平成23年9月期		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの						
国債	16,042	16,577	534	24,736	25,544	808
政保債	2,499	2,545	45	1,499	1,542	43
金融債	1,000	1,000	0	1,000	1,000	0
小計	19,542	20,123	580	27,236	28,088	851
時価が貸借対照表計上額をいれないもの						
国債	6,798	6,674	△124	498	495	△2
金融債	506	505	△1	504	503	△0
事業債	500	500	△0	—	—	—
外国証券	500	463	△36	500	472	△27
小計	8,305	8,143	△162	1,502	1,471	△30
合計	27,847	28,266	418	28,738	29,559	821

### その他有価証券

(単位:百万円)

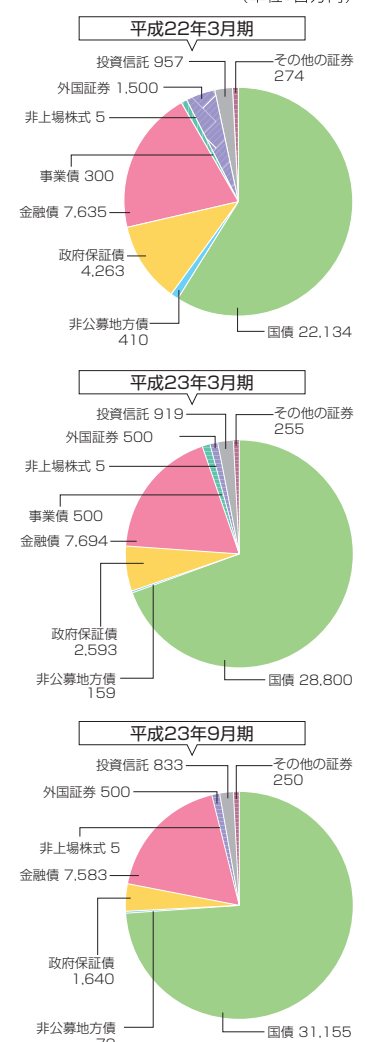
	平成23年3月期			平成23年9月期		
	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
国債	3,203	3,139	63	3,937	3,879	57
地方債	159	158	0	79	79	0
政保債	33	32	0	133	131	2
金融債	5,391	5,320	71	5,780	5,710	70
投資信託	101	80	21	90	80	9
小計	8,888	8,731	157	10,021	9,880	140
貸借対照表計上額が取得原価をいれないもの						
国債	2,756	2,798	△42	1,982	2,000	△17
政保債	60	61	△0	6	6	△0
金融債	795	800	△4	299	300	△0
投資信託	818	1,013	△194	743	953	△210
優先出資証券	250	343	△93	245	343	△97
小計	4,681	5,016	△335	3,278	3,605	△326
合計	13,570	13,747	△177	13,299	13,485	△185

### 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	5
投資事業有限責任組合出資金	4

### 貸借対照表計上額

(単位:百万円)



※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

# 自己資本の状況

## ④ 自己資本の構成

平成23年9月期の自己資本比率は18.83%と、前期末比で0.04ポイント上昇しました。

自己資本比率の算出方法

自己資本比率は、自己資本額を分子とし、リスク・アセットを分母として算出します。分母となるリスク・アセットは、資産ごとの回収リスクに応じて算出することになっており、現金や国債などの回収リスクの少ない資産は分母に入らなくてもよいことになっています。

(単位:百万円・%)

項 目	平成22年3月期	平成23年3月期	平成23年9月期
基 本 的 項 目 (A)	10,679	11,014	11,215
出 資 金	367	367	367
利 益 準 備 金	369	369	369
特 別 積 立 金	9,900	10,200	10,200
次 期 繰 越 金	42	78	279
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損	—	—	—
補 完 的 項 目 (B)	358	361	254
一 般 貸 倒 引 当 金	753	821	254
補 完 的 項 目 不 算 入 額	△394	△459	—
自 己 資 本 総 額 [ ( A ) + ( B ) ] (C)	11,038	11,376	11,470
控 除 項 目 (D)	500	500	500
他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額	1,936	1,936	1,936
控 除 項 目 不 算 入 額	△1,436	△1,436	△1,436
自 己 資 本 額 [ ( C ) - ( D ) ] (E)	10,538	10,876	10,970
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)	57,433	57,869	58,257
資 産 ( オ ン ・ バ ラ ン ス ) 項 目	52,741	53,260	53,592
オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	133	156	213
オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	4,558	4,452	4,452
単 体 自 己 資 本 比 率 [ ( E ) / ( F ) × 100 ]	18.34	18.79	18.83

(注) 「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

また、平成20年度より自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額(平成22年3月期36百万円、平成23年3月期177百万円、平成23年9月期185百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率は平成22年3月期18.28%、平成23年3月期18.48%、平成23年9月期18.51%となります。

## ④ 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の重要性

金融機関は、預金や自己資本を資金調達の源泉とし、貸出金や有価証券などの資産を保有・運用しております。自己資本は、運用している資産が不良化や回収不能となり損失が発生した場合、これらに対する蓄えとしての役割を果たしてくるもので、自己資本比率が高いことは蓄えを多く持っていることであり、健全性をあらわす重要な指標といえます。

(単位:百万円)

項 目	平成23年3月期		平成23年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	53,416	2,136	53,805	2,152
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	53,416	2,136	53,805	2,152
(i) ソブリン向け	11	0	13	0
(ii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	10,029	401	11,546	461
(iii) 法人等向け	17,242	689	16,865	674
(iv) 中小企業等向け及び個人向け	6,021	240	6,330	253
(v) 抵当権付住宅ローン	3,309	132	3,345	133
(vi) 不動産取得等事業向け	10,809	432	10,060	402
(vii) 三月以上延滞等	328	13	286	11
(viii) その他上記以外	5,665	226	5,356	214
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	4,452	178	4,452	178
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	57,869	2,314	58,257	2,330

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方公共団体金融機構、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、漁業信用基金協会、農業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスクは基礎的手法を採用しています。

オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法  

$$= \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額

= 単体自己資本比率の分母の額×4%

\*記載金額は単位未満および小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 開示債権の状況

○不良債権は、平成23年3月末に比べ788百万円増加しております。

◆金融再生法に基づく開示債権区分及び同債権区分毎の保全状況 (単位:百万円)

区 分	開示残高	保 全 状 況			
		保全額(イ)+(ロ)	担保・保証による保全(イ)	貸倒引当金(ロ)	
金融再生法上の 不良債権	平成23年9月末(A)	2,763	2,756	1,995	760
	平成23年3月末(B)	1,974	1,969	1,702	266
	増減(A)-(B)	788	787	293	493
破産更生債権及び これらに準ずる債権	平成23年9月末(A)	531	531	386	145
	平成23年3月末(B)	676	676	533	142
	増減(A)-(B)	△144	△144	△147	3
危険債権	平成23年9月末(A)	2,226	2,223	1,609	613
	平成23年3月末(B)	1,293	1,291	1,168	122
	増減(A)-(B)	932	932	440	491
要管理債権	平成23年9月末(A)	4	0	—	0
	平成23年3月末(B)	5	1	—	1
	増減(A)-(B)	△0	△0	—	△0
正 常 債 権	平成23年9月末(A)	63,505			
	平成23年3月末(B)	66,711			
	増減(A)-(B)	△3,206			
合 計	平成23年9月末(A)	66,268			
	平成23年3月末(B)	68,686			
	増減(A)-(B)	△2,417			

- 3月末の自己査定をベースとして、簡便な債務者区分の見直しを行い、債務者区分が下方へ変更になった債権および期間中の回収額を反映させております。
- 貸出金のほか、債務保証見返(代理貸付に伴う保証)、未収利息および与信に関連する仮払金を含めております。
- 担保・保証による保全(イ)には、3月末から基準月末における担保劣化あるいは保証の見直し等に伴う変動額を反映させております。
- 貸倒引当金(ロ)は、3月末から基準月末の間で債務者区分の下方変更および担保・保証の見直しに伴って発生する必要額を見積もった額で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」について個別貸倒引当金を、また、「要管理債権」については貸倒実績率に基づき算定した一般貸倒引当金を計上しております。
- 金額については、監査法人等の監査を受けていない計数を計上しております。

## 信用リスクに関する状況

(1)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	平成23年9月末	821	△566	—	254
	平成23年3月末	753	68	—	821
個 別 貸 倒 引 当 金	平成23年9月末	264	494	—	759
	平成23年3月末	307	△41	1	264
合 計	平成23年9月末	1,086	△71	—	1,014
	平成23年3月末	1,060	26	1	1,086

(2)業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個 別 貸 倒 引 当 金								貸 出 金 償 却			
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
	平成23年3月末	平成23年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	目的使用		その他		平成23年3月末	平成23年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
製 造 業	83	87	3	△0	—	—	—	—	87	86	36	—
農 業、林 業	1	0	△0	0	—	—	—	—	0	0	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、碎石業、砂利採取業	0	5	5	△1	—	—	—	—	5	4	—	—
建 設 業	63	73	10	425	—	—	—	—	73	499	198	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	7	4	△2	—	—	—	—	—	4	4	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	30	28	△1	△1	—	—	—	—	28	27	—	—
金 融 業・保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	88	33	△54	△2	—	—	—	—	33	31	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	77	—	—	—	—	—	77	—	—
飲 食 業	13	13	0	△1	1	—	—	—	13	11	0	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	19	17	△2	△1	—	—	—	—	17	15	—	—
合 計	307	264	△41	494	1	—	—	—	264	759	253	—

1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。なお、日本標準産業分類が改定されたことに伴い、改定後の日本標準産業分類に準じて区分しております。

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## 中小企業者等の金融円滑化に向けた体制の概要について

江差信用金庫は、地域の健全な事業を営む中小企業者及び個人のお客さまに対し必要な資金を円滑そして安定的に供給し、また事業者に対する経営相談や経営指導をきめ細かく行い地域経済の発展に寄与することが地域金融機関の最も重要な役割のひとつであると認識し、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮して参ります。

### ①第1. 返済負担軽減等に関する取組み方針の概要

- 1 中小企業のお客さまや住宅資金ご利用のお客さまから返済負担軽減の相談・申込みがあった場合は、お客さまの経営実態や財産および収入等を十分把握した上で、迅速かつ真摯に取組みます。
- 2 中小企業のお客さまに対し適切な経営相談または経営のための指導を行うほか、お客さまの経営改善に向けた取組みを支援いたします。
- 3 お客さまの事業価値を適切に見極めるため、職員の目利き能力向上に努めます。
- 4 お客さまの同意を得た上で、守秘義務に留意しつつ他の金融機関や信用保証協会等と連携を密にし、情報の確認等緊密な連携を図ることに努めます。
- 5 返済条件の変更等を行ったお客さまに対する信用供与についても適切かつ柔軟に検討・協議し、返済負担軽減等の履歴があることのみをもって新規融資や返済条件の変更等の相談・申込みをお断りすることはありません。
- 6 お客さまから、借入金の返済にかかる負担の軽減等の相談・申込みにお応えできない場合は、理由や経緯について、できる限り丁寧にお客さまの理解と納得が得られるよう十分な説明を行います。

### ②第2. 返済負担軽減等の実施状況を適切に把握する体制の概要

- 1 金融円滑化の実効性を確保するため金融円滑化管理統括部署を本部審査部とし、担当理事を金融円滑化管理責任者、また営業部においては部店長を金融円滑化責任者として、金融円滑化が適切に行われるよう施策を実施しています。
- 2 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化に関する各種情報や計数等を理事会、常勤理事会に報告し、必要に応じ、管理体制の改善を図っています。
- 3 借入金の返済にかかる負担の軽減等の相談・申込みに対応するため、各営業部店に「金融円滑化相談窓口」を設置し、返済条件の変更等の相談・申込みがあった場合は、内容等を記録し、関連情報等を金融円滑化管理責任者等に報告する体制をとっています。
- 4 借入金の返済に係る相談・申込み内容等の記録については、5年間保存します。

### ③第3. 苦情相談を適切に行うための体制の概要

- 1 各営業部店の融資窓口「金融円滑化に関する苦情相談」の旨のプレートを設置し、相談窓口を周知しております。
- 2 お客さまからの貸付条件の変更等に関し、お電話による苦情相談については、本部の倫理法務部コンプライアンス担当に「苦情相談窓口」を設置し、苦情相談を受け付けるとともに、苦情相談内容を管理する体制となっています。
- 3 お客さまからの苦情相談の内容等については、本部の倫理法務部において分析すると共に金融円滑化管理責任者や常勤理事会へ報告し、問題の解決に積極的に取組み再発防止に努めています。

### ④第4. お客さまの事業の改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- 1 経営改善に向けての経営相談や経営指導を適切に行うため、本部審査部内に企業支援課を設置し、営業部店と連携のもと支援する体制をとっています。
- 2 貸付条件の変更等により経営改善計画を策定したお客さまには、ヒアリングなどにより適時モニタリングを行い、経営改善に向けた取組みを支援します。

## 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および地域の方々に対し必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいります。

### ①1. 取組み方針

当金庫は、地元中小企業はじめ地域の方々のお客さまのさまざまな資金ニーズに安定した資金を供給致します。

また、経営環境の変化による条件変更等の相談については、誠実かつ丁寧な対応を行うことを基本方針とし、これまでと同様、地域の中小企業および地域の方々がお客さまが抱えている問題を十分に把握し、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

### ②2. 金融円滑化の円滑な実施にむけた体制整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、最終意思決定機関を理事会と定め、以下の体制の整備を図っております。

- 1 地域金融円滑化のための基本方針の策定。
- 2 金融円滑化管理規定の策定。
- 3 金融円滑化管理責任者の選任および統括担当部署の設置。
- 4 営業部店に「相談窓口」を設置するとともに、営業部店長を「金融円滑化責任者」として任命。
- 5 本部審査部企業支援課による一層の経営改善指導の強化。
- 6 取引先の事業価値を見極める能力(目利き能力)を向上させるため、各種講座の受講。
- 7 苦情受付処理について本部倫理法務部コンプライアンス担当とする。  
倫理法務部 電話番号 0139-52-1058(直通)

### ③3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っている取引先から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、取引先の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

以上

# 中小企業金融円滑化法に基づく取扱状況

## ④法第4条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額及び数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:百万円・件)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末	
	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	15	378	76	2,155	99	2,344	132	2,914	161	3,391	221	4,690	268	5,519	299	6,301
うち、実行に係る貸付債権	12	338	67	1,853	80	2,002	109	2,499	139	2,816	180	3,868	212	4,460	256	5,421
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	4	237	10	264	14	294	16	506	31	727	35	750
うち、審査中の貸付債権	3	40	7	259	12	58	9	101	4	232	20	252	20	267	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	2	42	3	45	4	48	4	48	5	63	5	63	8	129
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権	0	0	9	166	13	180	27	283	45	407	57	569	70	660	94	853
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	3	61	8	79	11	99	11	99	11	99	15	123

## ⑤法第5条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額及び数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円・件)

	平成21年 12月末		平成22年 3月末		平成22年 6月末		平成22年 9月末		平成22年 12月末		平成23年 3月末		平成23年 6月末		平成23年 9月末	
	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1	1	4	12	8	27	11	41	13	51	16	80	17	86	17	86
うち、実行に係る貸付債権	1	1	3	10	5	15	8	29	10	39	12	63	14	74	14	74
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	1	1	3	12	3	12	3	12	3	12	3	12
うち、審査中の貸付債権	0	0	1	1	2	10	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## 金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」と言う)を営業部店「相談コーナー」または倫理法務部「お客さま相談室」で受け付けております。

なお、当金庫はお客さまからの苦情のお申し出に公平かつ迅速に対応するため内部規定を整備し、その内容をチラシ、ホームページで公表しております。

**江差信用金庫 倫理法務部「お客さま相談室」**  
 〒043-8651  
 住所:北海道松山郡江差町字本町132番地  
 電話:0139-52-1058  
 FAX:0139-52-5359  
 受付時間:午前9時00分～午後5時00分(信用金庫営業日)  
 受付媒体:電話、手紙、面談

	北海道地区しんきん相談所 (社)北海道信用金庫協会	全国しんきん相談所 (社)全国信用金庫協会
1.住所	〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5	〒1103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2.電話番号	011-221-3273	03-3517-5825
3.受付日時	信用金庫営業日 9:00～17:00	信用金庫営業日 9:00～17:00
4.受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談



下記の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、倫理法務部「お客さま相談室」または上記「しんきん相談所」へお申し出ください。

なお、各弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。

名称	札幌弁護士会 紛争解決センター
住所	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内
電話番号	011-251-7730
受付日時	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00

名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金 (祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金 (祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金 (祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00

## 上半期中の主なできごと(平成23年度)

年 月 日	内 容	
平成23年 6月23日	第68回通常総代会を開催しました。(於:江差町 ホテルニューエさし)	
平成23年 7月16日 ~7月17日	第11回江差信用金庫杯 道南軟式少年野球大会を開催しました。 (於:上ノ国町町民グラウンド 参加12チーム)	
平成23年 9月 3日	全店一斉防災訓練を実施しました。(各町消防署が協力)	
平成23年 9月 8日	第30回江差しんきん年金友の会総会を開催しました。 ~アトラクション「細川たかし・香西かおりショー」 (於:函館市民会館 参加1,282名)	
平成23年 9月16日	第13回江差しんきん年金友の会「パークゴルフ大会」を開催しました。 (於:江差町柳崎パークゴルフ場 参加110名)	

### 平成23年9月22日 東日本大震災被災者に対し義援金を寄付しました。

平成5年7月12日に発生した「北海道南西沖地震」では、江差信用金庫とその営業区域であります奥尻町が甚大な被害を受けましたが全国の皆さんからの温かいご支援もあり復興することができました。

過去に大きな災害を経験した地域の金融機関として、江差信用金庫では東日本大震災復興応援定期預金「絆(きずな)」を企画募集し、この8月31日に終了しましたので、当初目標額である50億円の0.2%相当額1千万円を平成23年9月22日に日本赤十字社へ寄付しました。

義援金を寄付するにあたり、被災者支援の主旨をご理解いただき、定期預金の募集にご協力いただいたお客さまに対し心より感謝とお礼を申し上げます。



## トピックス

### ④ 地域貢献活動等のご紹介(平成23年4月から9月まで)

地域の皆さまに少しでもお役に立ちたく、各地域で行われている諸行事に積極的に参加・参画をさせていただいております。



#### 環境への取組

- ・各地区で行われた「江差町クリーンアップ作戦」「かもめ島清掃」「上ノ国町クリーン作戦」「福島町春のクリーン作戦」「千軒・三岳地区国道パーキング周辺清掃」「川原町町内会清掃」「奥尻クリーンアップ作戦」「北斗市主催海浜クリーン作戦」へ参加し町内・海水浴場等の一斉清掃を行いました。(本店・上ノ国・福島・奥尻・七重浜支店)
- ・「第5回町民の森育樹祭」に参加し、下草刈り・枝打ち等を実施しました。(本店)
- ・「横網の里商店街組合花壇整備事業」に参加し、「道の駅」横の花壇の除草花の植込み作業を実施しました。(福島支店)
- ・函館市が企画した「函館海岸の清掃美化活動」に参加し「大森浜海岸」の清掃作業を実施、併せて支店独自に店周りを5ブロックに分け、空缶・ペットボトル・吸殻等の清掃作業を実施しました。(函館支店)

#### 地域行事への参加

- ・「夫婦の手紙全国コンクール」の審査員を務めた他、発表会のお手伝いをしました。(松前支店)
- ・各地で行われた「春の全国交通安全運動」へ参加し街頭で交通安全の啓蒙活動を行いました。(熊石・厚沢部・福島支店)
- ・「あわびの里フェスティバル」に参加し、あわび等の販売のほか地域PRのお手伝いをしました。(熊石支店)
- ・各地で行われた「交通安全運動」キャンペーンへ参加し街頭で交通安全の啓蒙活動を行いました。(上ノ国・福島・奥尻支店)
- ・お祭りをはじめ各種イベントに積極的に参加しております。(本店・上ノ国・乙部・厚沢部・福島・奥尻・函館・松前支店)

#### スポーツ振興への支援

- ・「第59回道南地区ソフトバレーボール親善大会」で審判を行い、また上ノ国チーム選手として参加しました。(上ノ国支店)
- ・「第16回江差信金杯グラウンドゴルフ大会」を開催し、スポーツ振興を図りました。(奥尻支店)
- ・「第15回江差信金福島支店長杯パークゴルフ大会」を開催し、愛好家との親睦と競技人口拡大を図りました。(福島支店)
- ・「年金友の会パークゴルフ大会」の支部予選大会を行いました。(本店・厚沢部・福島・松前支店)



#### 寄 付

- ・地域で行われた祭りや行事に寄付を行いました。(本店・福島・奥尻・函館・松前支店)

#### その他

- ・厚沢部町の将来のあり方を考える「厚沢部町地域再生プロジェクト」に委員として参画しました。(厚沢部支店)
- ・年金友の会支部懇親会を実施し会員との親睦を図りました。(熊石支店)

# 店舗一覧

## ⑦ATMのご利用時間について

(平成23年9月末現在)

	平 日	土曜日	日曜日・祝日
本 部 松山郡江差町字本町132番地 ☎0139-52-1030	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00
本店営業部 松山郡江差町字本町132番地 ☎0139-52-1036			
■本店営業部(店外ATM)道立江差病院	9:30 ~18:00		
上ノ国支店 松山郡上ノ国町字大留244番地の9 ☎0139-55-2616	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	
熊石支店 二海郡八雲町熊石根崎町115番地1 ☎01398-2-3026	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	
乙部支店 爾志郡乙部町字緑町399番地の1 ☎0139-62-2034	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	
厚沢部支店 松山郡厚沢部町新町92番地の2 ☎0139-64-3231	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	
福島支店 松前郡福島町字福島53番地の1 ☎0139-47-2022	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	
奥尻支店 奥尻郡奥尻町字奥尻809番地 ☎01397-2-2525	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	
■奥尻支店(店外ATM)奥尻町総合研修センター(青苗地区)	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00	
函館支店 函館市松陰町23番4号 ☎0138-53-3221	8:45 ~19:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00
松前支店 松前郡松前町字福山50番地の1 ☎0139-42-2727	8:45 ~18:00	9:00 ~17:00	
七重浜支店 北斗市七重浜2丁目28番11号 ☎0138-49-1671	8:45 ~19:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00
■七重浜支店(店外ATM)ラルズマート久根別店	9:00 ~19:00	9:00 ~17:00	9:00 ~17:00

※日曜・祝日稼働店舗での、正月三が日は稼働いたしません。

- 当金庫では全店に現金自動預払機(ATM)を2台以上設置し、待ち時間の短縮に努めております。
- ゆうちょ銀行とのオンライン提携により、全国のゆうちょ銀行・郵便局(株)及び当金庫のATMで双方のキャッシュカードの利用(入金・出金・照会)ができます。
- 全国のセブン・イレブン等に設置されているセブン銀行のATMで、当金庫のキャッシュカードの利用(入金・出金・照会)ができます。
- 当金庫のキャッシュカードをご利用のお客さまを対象として、土曜日・日曜日・祝日の時間外手数料(出金取引)を無料にいたしました。